3. 正副班長、割合の合理的な改正と給与の節減を計ること

4. 十名以上の整理を行う場合、なるべく可及的速やかに

5. 八、九月の閑散期を過ぎた頃に希望退職者を募ること

6. 給金等の鞍替えを速やかにすること

（協調會勞働課）